

議案第 2 3 号

令和 6 年度岩倉市国民健康保険特別会計補正予算（第 5 号）

令和 6 年度岩倉市国民健康保険特別会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 4, 3 5 8 千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 4, 2 3 0, 8 9 8 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 2 月 2 6 日提出

岩倉市長 久 保 田 桂 朗

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

[illegible]

歲出

(単位 千円)

[illegible]

歳入歳出補正予

1 総括

歳入

[illegible]

算事項別明細書

(単位 千円)

[illegible]

歳出

[illegible]

(単位 千円)

[illegible]

(項) 1 繰入金

– 7 –

(単位 千円)

[illegible]

(項) 1 特定健康診査等事業費

– 9 –

(単位 千円)

節		説明	特定財源
区分	金額		
12 委託料	△4, 358	特定健康診査等事業 △4, 358 12委託料 △4, 358 健康診査業務委託料 △4, 248 特定健康診査等管理業務委託料 △110	繰入金 △4, 358